

<4月からご所属を離れられる方へ>

異動や退職などで大学を離れられるときは、
生協の**脱退**のお手続きをお願い致します。

ご加入時にお支払いいただいた出資金を返還いたします。

この4月から異動や退職などで現在ご所属の大学を離れられる方は、必ず脱退のお手続きをお願い致します。
お手続きの方法は各生協窓口にお問い合わせください。

よくあるご質問

Q 他大学への異動などで大学生協を引き続き利用するが脱退手続きが必要か。

A 他大学の生協は別生協となりますので、改めてそちらでご加入のお手続きをお願い致します。内部進学など引き続き同じ大学に所属される場合は、脱退の必要はありません。
所属変更、卒業予定年の変更等の連絡をお願いします。

Q アプリ(電子マネー)の残高が残っているがどうなるか。

A 基本的には返金はできません。使いきってからの脱退手続きをお願い致します。

※各生協により異なる場合がございますので、窓口までお問い合わせください。

大学生協奨学財団の『たすけあい奨学制度』とは

扶養者を亡くされた学生に12万円を給付し、学業継続を応援する制度です。学生の「大学で学んで夢をかなえたい」という想いを、主に学生・教職員、大学生協からの寄付を主な財源として応援しています。

たすけあい奨学制度は、1992年に開始した大学生協連の勉学援助制度を引き継いでおり、「勉学援助制度+たすけあい奨学制度」の合計では、2025年1月末までに6,031名・8億1,425万円の奨学金を支給し「大学で学び続けたい」という想いを応援しています。

あなたの出資金を後輩のために役立てませんか？

『たすけあい奨学制度』は財源が限られており、審査を行い学業継続環境が厳しい方に優先的に給付しています。寄付が広がれば、より多くの学生を支援することができます。出資金返還手続きの際に、『たすけあい奨学財団』への出資金の寄付のご案内をさせていただいております。ぜひご協力ください。

